

浦添市財務会計システム更新業務 公募型プロポーザル募集要項

令和元年12月
浦添市 財務部 財政課

浦添市財務会計システム更新業務公募型プロポーザル募集要項

1. 業務概要

(1) 目的

浦添市で現在運用中の財務会計システムは平成21年度より運用が開始され、令和2年9月30日をもって終了する。そこで、現行システムに付加的な機能等の追加も含めて事務効率の向上を図るための新たな財務会計システムを導入する。

(2) 業務名

「浦添市財務会計システム更新業務」

(3) 業務内容

資料2「浦添市財務会計システム更新業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期間

導入関連業務 : 契約締結日～令和2年9月30日

運用保守業務 : 令和2年10月1日～令和7年9月30日

2. 提案限度額

74,990,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、システム導入に関する費用及び令和2年10月1日から令和7年9月30日までの期間の運用及び保守に関する費用の合計額である。

3. 実施方式

公募型プロポーザル方式とする。

4. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 本件の仕様書に基づき、業務を実施できること。

- (2) 財務会計システムのパッケージシステムの提供ができること。
- (3) 提案参加資格申出時に、次のア又はイに掲げる税の滞納がないこと。
 - ア 浦添市内に本店又は支店・営業所等がある場合は、浦添市の市税、消費税及び地方消費税
 - イ 浦添市内に本店又は支店・営業所等がない場合は、本店の法人税、消費税及び地方消費税
- (4) 提案参加申出書の提出期限の日及び提案審査日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡り小切手を出していないこと。
- (5) この募集要項の告示日から契約締結までの期間において、「浦添市物品、役務等に係る指名停止等の措置に関する規程」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続き開始の申し立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）第21条第1項の規定により再生手続き開始の申し立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (8) 当市と同等以上の市（人口10万人以上の規模）に対して新たな財務会計システムの導入実績があること。
- (9) 共同企業体での参加を申し出る場合は、共同企業体協定書の写しを提出すること。この場合において、共同企業体の構成員は、いずれも上記（1）から（7）の要件を満たしており、いずれかは（8）の要件を満たしていること。

5. 質問受け付け及び回答

(1) 提出期限

令和元年12月13日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

件名は「浦添市財務会計システム更新業務に関する質問について（業者名）」とし、添付ファイルによらず本文中に簡潔に質問内容をまとめたうえで「zaisei@city.urasoe.lg.jp」まで電子メールにて提出すること。なお、事務手続きに関する質問などを除き、期限経過後の質問及び電子メール以外での質問は一切受け付けない。

(3) 回答

浦添市ホームページに掲載する方法で、令和元年12月17日（火）13時00分までに随時行う。なお、質問者の名称等は公表しない。

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出物

様式1「提案参加申出書」及び資料1「浦添市財務会計システム更新業務提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）に定める資料等

(2) 作成方法

作成要領による。

(3) 提出期限

令和元年12月25日（水）17時00分まで
※消印日ではなく必着とする。

(4) 提出方法

下記提出先へ持参若しくは郵送によること。
※郵送の場合は受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
また、持参の場合は、市役所の閉庁時を除くこと。

(5) 提出場所

〒901-2501
沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市役所 財務部 財政課（市役所8階）

7. 審査方法

(1) 書類審査

①審査概要 提出された企画提案書等の資料をもとに、本業務に係る検討委員会において審査を行う。

(2) プレゼンテーション及びデモンストレーション審査

①審査概要 企画提案のプレゼンテーション及びデモンストレーションを実施する。

- ②実施日 令和2年1月16日（木）、17日（金）のいずれかを予定
時間割は別途通知（1社あたり質疑応答を含み3時間程度を想定）
- ③会場 浦添市役所 予定
- ④注意事項 プレゼンテーションは、提案書に基づき本業務の責任者（プロジェクトマネージャ等）が実施することを基本とする。デモンストレーションは提出された提案書及び機能仕様書をもとにシステムデモンストレーションを行うこと。いずれも参加者は4名以内とする。なお、プレゼンテーション等に必要なものは提案者が準備すること。ただし、電源・スクリーンは当市で準備する。

8. 審査内容及び配点

資料3「浦添市財務会計システム更新業務審査要領」による。

9. 審査結果の通知及び公表

提案の審査結果については、検討委員会における評価を経て、各提案者に文書により通知する。なお、結果については当市ホームページにも掲載する。

10. スケジュール

項目	日程
公告	令和元年12月4日
質疑受付期限	令和元年12月13日 17時00分
質疑への回答	令和元年12月17日まで随時
企画提案書等提出期限	令和元年12月25日 17時00分
プレゼンテーション及びデモンストレーション審査	令和2年1月16日・17日（予定）
審査結果通知	令和2年1月23日（予定）
契約締結	令和2年3月（予定）
業務開始	令和2年3月（予定）

11. 失格事由

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書等が、次の各号の一に該当する場合は、その提案者若しくは提案は失格とする。

- (1) 提案者が上記4に規定する参加資格を満たさないこととなった場合
- (2) 参加資格及び提案書等の内容に虚偽があると認められる場合
- (3) 本募集要項に規定する提案書等の提出期限、提出先、提出方法等に適合しない場合
- (4) 提案者がプレゼンテーション及びデモンストレーション審査を欠席若しくは指定した時間に遅刻した場合
- (5) 提出された見積書の金額が上記2に規定する提案限度額を超えている場合

12. 契約

浦添市は、審査の結果に基づき、優先交渉権者と必要に応じて仕様書等について調整を行うなどの協議を行い、協議が整い次第、契約を締結する。

ただし、優先交渉権者が上記11に規定する失格事由に該当すると判明した時、またはその他の理由により契約の締結が不可能となったときは、次点交渉権者と交渉するものとする。

13. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに関して、提案者側に生ずる費用はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。ただし、当該審査の目的でのみ使用することとし、提案者に無断で使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、提出期間内に限り補正することができる。
- (4) 提案参加申出書を提出後に、自己の都合により提案参加を辞退する場合は、様式3「辞退届出書」を提出すること。
- (5) 提出された提案書等は、浦添市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

14. 提出・問い合わせ先

浦添市 財務部 財政課 担当：松永・佐久川

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

TEL：098-876-1234（内線2116・2115）

メールアドレス：zaisei@city.urasoe.lg.jp